

静岡県立大学特任教員に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 14 号

改正 平成 20 年 1 月 8 日、平成 20 年 9 月 12 日、平成 23 年 7 月 4 日

平成 24 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学(静岡県立大学短期大学部を含む。以下「本学」という。)の特任教員の任用に関する事項を定める。

(設置)

第 2 条 特任教員は、次の各号に掲げる者を対象とし、本学教員組織の構成上必要な場合に置くものとする。

- (1) 本学を定年等により退職した教授のうち、引き続き本学の教育研究上必要であると認められる者
- (2) 静岡県公立大学法人教員採用等規則(平成 19 年規則第 13 号)に定める資格基準に合致する者で、本学が受け入れる外部研究資金によるプロジェクト研究その他本学の教育研究を推進するために必要であると認められる者

(職名)

第 2 条の 2 前条第 1 号に該当する特任教員の職名は、特任教授とする。

- 2 前条第 2 号に該当する特任教員の職名は、その業績、能力、職務内容等に応じ、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教又は特任助手とする。

(本務)

第 3 条 特任教員は、本学を本務とする者でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育研究上特に必要があり、本学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、本学の教育研究以外の業務に従事する者を、特任教員とすることができる。

(任用手続)

第 4 条 特任教員の任用手続については、公募を原則としないほか静岡県公立大学法人教員採用等規則を準用する。

(任用期間)

第 5 条 特任教員の任用期間は 3 年以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、任用を 1 年ごとに更新することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、その者が年齢 70 年に達した日以後における最初の 4 月 1 日以降は、任用することができない。ただし、副学長に任命された者については、副学長に就任している期間終了まで、第 2 条第 2 号に該当する者のうち、本学が受け入れる外部研究資金を原資として任用する者については、当該外部研究資金によるプロジェクト研究期間終了まで、それぞれ任用することができるものとする。

(職務)

第 6 条 第 2 条第 1 号に該当する特任教授は、原則として週 3 コマ(6 時間)の授業を担当するものとし、その他の教育研究指導等については、専任教員に準ずるものとする。

2 第2条第2号に該当する特任教員は、プロジェクト研究その他本学の教育研究に従事するものとする。

(教授会等との関係)

第7条 特任教員は、教授会、研究科委員会及び研究院委員会に出席する義務を負わない。ただし、当該教授会、研究科委員会又は研究院委員会が必要と認めた場合は特任教員に出席を求め、その意見を聴くことができるものとする。

(処遇)

第8条 特任教員の給与等の勤務条件については、別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年9月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。